

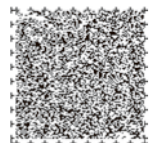


人権啓発ブック

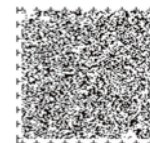
みんな幸せになりたい



この冊子には、音声コードが各ページに印刷されています。スマートフォンにユニボイスをダウンロードして音声コードを読み取ると情報を音声で聞くことができます。



熊本市



令和6年(2024年)3月

はじめに

幸せになりたいという思い、それは誰もが抱く願いです。
好きな仕事がしたい、自分らしく生きていきたい、そして明るく幸せな人生を送りたいという願いは、すべての人の望みです。

しかしながら、私たちの身の回りでは、知識不足や偏見、思い込み、固定観念などによる差別やいじめ等が日々起きており、時には悲しい事件となつて報道されています。これらの差別などは、人の心を深く傷つけ、苦しめ、さらにはその人の人生にも影響を及ぼす人権侵害であるということ強く認識することが大切です。

私たちは今、一人ひとりがそれぞれの個性を尊重し、互いの違いを認め合いながら、個人の尊厳を重んじ、対等で豊かな人間関係を築いていく必要があります。

この冊子では、二十の人権課題を取りあげています。

この冊子が、様々な立場の人々を理解し、寄り添うことのできる人権感覚を養う一助となり、すべての人々が心豊かに明るく暮らせるようになることを願います。

もくじ

- はじめに 1
- 女性(又は男女)に関する人権問題 3
- 子どもに関する人権問題 5
- 高齢者に関する人権問題 7
- 障がいのある人に関する人権問題 9
- 部落差別(同和問題) 11
- ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題 13
- 水俣病に関する人権問題 15
- インターネットに関する人権問題 17
- 外国人に関する人権問題 19
- アイヌの人々に関する人権問題 21
- エイズ患者やHIV感染者ならびにその他の感染症に関する人権問題 22
- 難病患者に関する人権問題 23
- 刑を終えた出所者等に関する人権問題 24
- 犯罪被害者等に関する人権問題 25
- 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題 26
- ホームレスの人々に関する人権問題 27
- 性的マイノリティに関する人権問題 28
- 災害に関する人権問題 29
- 自死遺族に関する人権問題 30
- 様々な人権問題 31
- 電話による相談窓口 35
- ご存知ですか?街の相談パートナー 36
- 応援します!あなたの人権学習 37

女性(又は男女)に関する

人権問題



みなさんは、「『男だから』『女だから』という理由だけで、生き方や人生の選択が狭められている」そう感じたことはありませんか。また、自覚がないまま無意識に性別で決めつけていることはありませんか。

性別による差別的取扱い、一人ひとりの個性や能力を發揮する機会や自分らしく生きることを妨げる要因ともなっています。

性別にとらわれず、家庭、職場、地域、学校など様々な分野において、ひとりの人間としてお互いに人権を尊重し、対等なパートナーとしてあらゆる活動にかかわり、ともに責任を担う社会にしていく必要があります。

しかし、現実にはドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシユアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどに悩んでいる被害者は存在しています。

人権を踏みにじる行為であるハラスメント等を根絶し、「だれもがともにいきいきと、個性と能力を發揮できるまち」を目指していきましょう。

DV (ドメスティック バイオレンス)とは

配偶者や交際相手など身近な関係にある人からの暴力で、あらゆる暴力を用いて相手を支配しようとする行為をいいます。DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。いかなる理由があろうとも、決して許されるものではありません。

デートDV とは

交際相手からの暴力のことを“デートDV”と呼んでいます。
暴力とは、殴る・けるだけではなく、あなたの傷つくことを言う・大声で怒鳴る・携帯電話や行動を細かくチェックし監視する(精神的暴力)、借りたお金を返さない(経済的暴力)、性行為を強要する・避妊しない(性的暴力)など、相手の人権を無視した行為です。
束縛すること=愛情ではありません。相手とは違う考え方や価値観を認め合い、お互いが尊重し合えるような関係を築きませんか。
もし、あなたや周りの人が悩んでいたら、一人で悩まず相談してください。

女性に対する暴力に関する相談窓口

DV、ストーカー

- 熊本市DV相談専用電話(月～金 8:30～17:15) TEL 328-3322
- 各区役所福祉課(月～金 8:30～17:15) 中央区 TEL 328-2301 南区 TEL 357-4129
東区 TEL 367-9127 北区 TEL 272-1118
西区 TEL 329-5403
- 熊本県女性相談センター(DV専用)(月～金 8:30～22:00,土日祝 9:00～22:00) TEL 381-7110
- 熊本県警察本部警察安全相談室(24時間対応) TEL 383-9110 #9110(プッシュ回線)

性犯罪・性暴力

- 性暴力被害者のためのサポートセンター ゆあさいどくまもと #8891
- キュアタイム(チャット対応)(毎日 17:00～21:00)

職場におけるセクハラ・マタハラ相談

- 熊本労働局雇用環境・均等室(月～金 8:30～17:15) TEL 352-3865

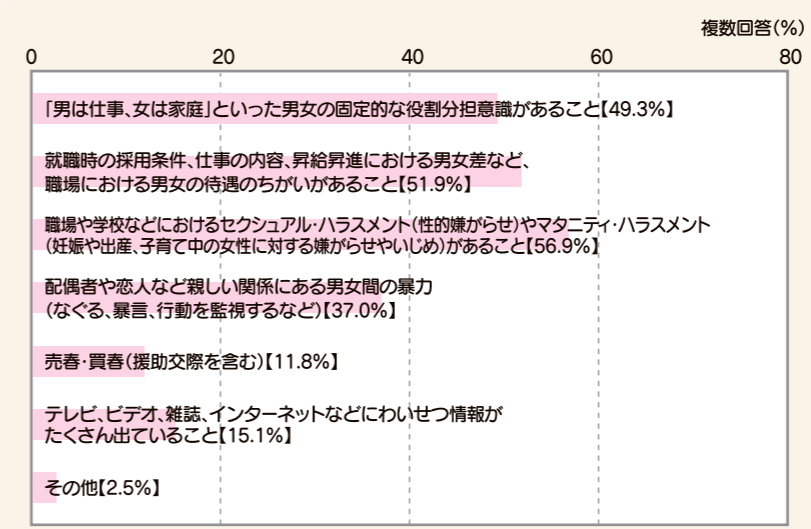
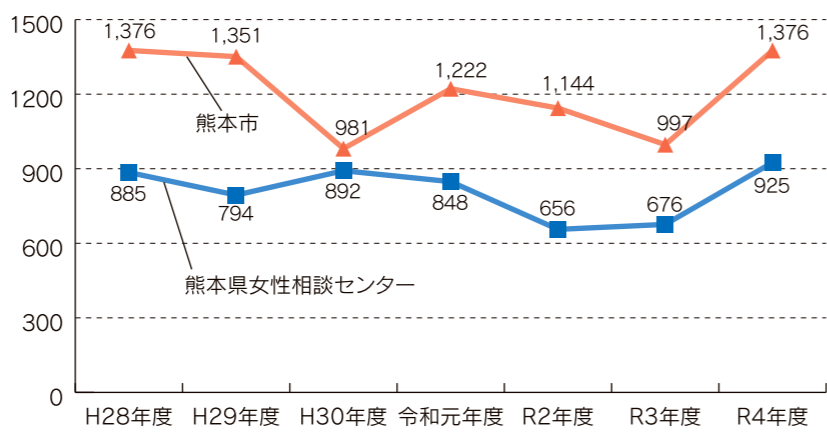
緊急時は
最寄りの警察署
または110番へ



女性に対する暴力の根絶のシンボルカラー「紫」にライトアップされた熊本城天守閣

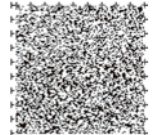
熊本県と熊本市におけるDV相談件数

熊本市における令和4年度(2022年度)DV相談件数は1,376件で、前年度(997件)から増加しました。熊本県女性相談センターにおける相談件数は925件で、こちらも前年度(676件)から249件増加しています。

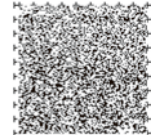


熊本市「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」
(令和5年(2023年)10月)

女性(又は男女)に関し、特に問題があると思うのはどのようなかと思いますか?

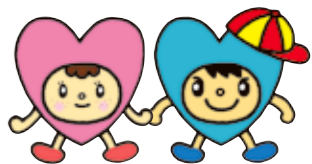


市HPのDVのページ



子どもに関する

人権問題



赤ちゃんは人を差別することはありません。心の成長過程において周りの人々の影響を強く受け、その中で偏見や差別が生まれていくと思われ、身近な人たちの差別的な考えが、子どもへ伝わっていくことが考えられます。

私たちは子どもの健やかな成長を願っていますが、熱心になるあまり、大人の価値観を子どもに一方的に押しつけてしまうというのではないのでしょうか。子どもが意見を言っても「子どもに何が分かる」「子どものくせに」と、子どもの意見や価値観といったものを認めようとしないこともあるのではないのでしょうか。

大人が考えるような「良い子」になってほしいと懸命に育てるあまり、子どもが本来持っている「個性」や「自主性」が失われ、自分に自信が持てない子どもになっているかもしれません。

子ども自身も大人の期待にあわせて、「良い子」になろうと自分の気持ちを抑えている面もあるかもしれません。

大人が子どもの意見や価値観を認めようとしなければ、子どもは夢や希望を持たず、また子どもの持つ一人ひとりの良さを伸ばすこともできないかもしれません。

さらに、「いじめ」などを原因に子どもが自らの尊い命を絶つたり、虐待によってその命を奪われたりという深刻な事件も起きています。

私たちは、子どもの権利について十分に理解し、子どもの意見にも常に耳を傾けるとともに、子ども一人ひとりが自分に自信を持つことができるよう、家庭や学校・地域社会との連携を図りながら子育てに取り組む必要があります。

子どもの権利

公益財団法人人権教育啓発推進センター人権ポケットブックより引用

人は誰もが人として尊重され、幸せに生きる権利を持っています。これは、出身地、人種や民族、性別、障がいのあるなし、年齢などの違いを超えて、全ての人に生まれながらに与えられた権利です。

「人権の世紀」ともいわれる21世紀。しかし、これからの社会を担う子どもたちが、いじめ、体罰、虐待、児童ポルノ等の犠牲となるなど、私たちの住む社会は、今もって子どもたちの「人権」が守られていない実情にあります。

国際的にも武力紛争や政治的混乱、環境の悪化などによる貧困、飢餓などのしわ寄せは、社会的弱者である子どもたちの生命や生活を脅かし、深刻な影響を与え続けています。さらに、児童労働や人身取引、性的搾取・虐待など、子どもの尊厳を踏みにじる行為も後を絶ちません。

子どもとは、成長の過程にある者であり、大人と同様、子どもも人権を持っていることを誰もが認識しなければなりません。

知っていますか？ 「子ども基本法」

「子ども基本法」は、子ども施策を社会全体で総合かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年(2022年)6月に成立し、令和5年(2023年)4月に施行されました。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進することを目的としています。



「子ども」は何歳まで？

子ども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとれないよう、心と身体の発達過程にある人を含めて「子ども」としています。

「子ども施策」とは？

次のような取組のことを「子ども施策」といいます。
・大人になるまで切れ目なく行われる子どもの健やかな成長のためのサポート(例えば、居場所づくり、いじめ対策など)
・子育てに伴う喜びや実感できる社会の実現のためのサポート(例えば、働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など)
・これら(1)的に行われる施策(例えば、教育施策、雇用施策、医療施策など)

6つの基本理念

「子ども基本法」には、6つの基本理念が定められています。子ども施策はこの6つの基本理念をもとに行われます。

- 一 すべての子どもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないうこと。
- 二 すべての子どもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 三 年齢や発達程度により、自分に直接関係すること意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できたこと。
- 四 すべての子どもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、子どもの今とこれからにとって、最もよいことが優先して考えられること。
- 五 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい子どもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

児童虐待に関する相談・通告窓口

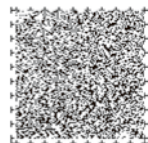
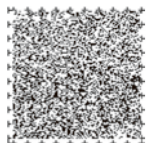
児童虐待の防止等に関する法律では、国民は「虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は連絡しなければならぬ」と定めています。これを「通告」といいます。

通告をした後の調査で虐待の事実がなかったとしても、責任は問われません。また、通告者の秘密は固く守られます。

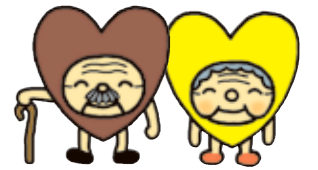
通告は「支援」の始まりです。虐待に気づいたら、「通告」しましょう。

相談・通告窓口	電話番号
中央区保健子ども課	328-2421
東区保健子ども課	367-9130
西区保健子ども課	329-6838
南区保健子ども課	357-4135
北区保健子ども課	272-1104
熊本市児童相談所	366-8181 いちはやく 189(3桁)

業務時間/平日 8:30~17:15
夜間・休日は児童相談所で電話対応しています。
また児童相談所全国共通ダイヤル189番(いちばやく)へかけるとお近くの児童相談所につながります。



高齢者に関する 人権問題



私たちの国では、医療技術の進歩などにより長生きする人が多くなっています。また、新しく生まれる子どもの数は少なくなっていることから、高齢者が人口の四分の一を占める本格的な超高齢社会を迎えています。

高齢化の問題というと、介護の問題と合わせて考えがちですが、熊本市の場合、約八割の高齢者は、要介護(要支援)認定を受けていない比較的元気な方々であることがわかっています。

しかし、ある程度の個人差はありますが、人は誰でも高齢期になると素早い動作ができなくなったり、目や耳が不自由になったりすることがあります。

近年、核家族化が進み、祖父母と同居している家庭も少なくなり、高齢者とふれあう機会が減っています。

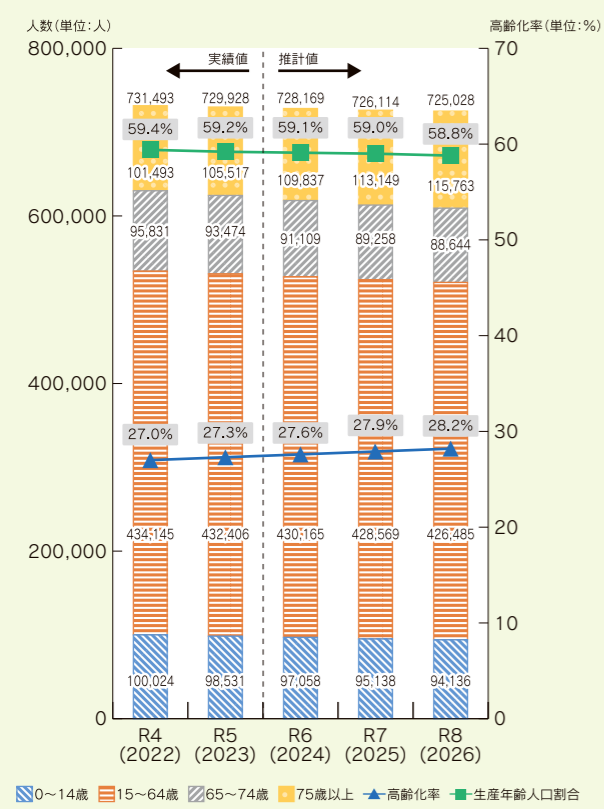
このように高齢者への理解が十分でないため、高齢者の方を邪魔者扱いしたり、差別的な態度を取ったりすることも見受けられます。

自分が高齢者になったとき、若い人から同じような態度を取られたらどうでしょうか。

人は年齢を重ね、様々な人生経験を積むことにより、他の人が持つていない貴重な知識を蓄えていきますが、現在、社会の中でそれを活かす場所や機会が十分にあるとはいえません。そこで、仕事やボランティア活動などの社会参加ができる環境が整い、これまでの経験や知恵を活かすことができれば、高齢者は「生きがい」を見つげることができ、豊かな人生を送ることができるでしょう。

子どもから高齢者まで、すべての世代が互いを理解し助け合っていくには、高齢者の実像をありのままに受け入れ、異なる世代と一緒に交流を深めていくことが大切です。

熊本市の高齢者数と高齢化率等の推移



※推計値は、令和5年(2023年)10月1日時点の住民基本台帳人口に国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計)」の仮定値をもとに算出。

令和五年度(二〇二三年) 人権啓発受賞作品

(短いメッセージの部)

桜木小一年

かたやま ひろきさん

おばあちゃんのかいもののおてつだい
おもいものはほくにまかせてね



武蔵小四年

田中 瑛介さん

おばあちゃんのからあげ
ごはんのまえにこっそりくれて、
しあわせのあじ。



(詩の部)

なかよしのじいじ・ばあば

壺川小三年

小幡 葵さん

わたしには強いみかたが二人います
おじいちゃんは
生き物のかい方を教えてください
おばあちゃんは
習い事の時におくりむかえを
してください
わたしにとって二人とも
やさしく大切なそんざいです



障がいのある人に関する 人権問題



私たちが暮らす熊本市には、四万人以上の障がいのある人が暮らしています。身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいを含む）、そのほか心身の機能に障がいのある人など、様々な人がいます。それは生まれつきであったり、事故や病気によるものであったり、原因は人それぞれです。

障がいがあってもなくても、誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っています。しかし、障がいのある人はときに、社会参加をさまたげる障壁に遭遇したり、まちなかや地域で偏見や差別を感じたりすることがあります。それは本人のみならず、その家族を苦しめている現状があります。

こうした障がいを理由とする差別を解消するために、「障害者差別解消法」（通称）という法律があります。この法律は、国や市町村といった行政機関や会社やお店などの民間事業者を対象とし、障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したり、制限したりすることを禁止し、障がいのある人への社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行うことを求めています。

私たち一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な差別に気づき、差別を解消するために必要な配慮（心づかい）を考えましょう。それは、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるため、すべての人に求められる責務です。そして、その配慮（心づかい）を、身近なところから積極的に実践していきましょう。

つながっていく ひろがっていく 障がい者サポーター



障がいのある人が暮らしやすいまちを「みんなが暮らしやすいまち」。

熊本市では、だれもが自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくりをお手伝いできる人を「障がい者サポーター」として募集しています。

「障がい者サポーター」とは？

「障がい者サポーター」とは、障がいの特性や必要な配慮を理解し、障がいのある人が困っているときに、必要な手助けを実践する人々のことです。

熊本市や熊本市障がい者相談支援センターが開催する「障がい者サポーター研修」に参加し、日常生活の中で自分にできる範囲で活動してみましょう。

※10名以上のグループを対象に出前講座も行っています。

【問合せ先】

熊本市 障がい福祉課

TEL 096-361-2519 FAX 096-366-1173

Mail shougai-fukushi@city.kumamoto.lg.jp

知ってください

ヘルプマーク

ヘルプマークとは？

「外見からは分からない障がいや病気がある」と、周りの人に知らせるマークです。

内部障がいや発達障がい、義足や人工関節を使用している人、難病の人など、外見からは分かりにくい障がいのある方も、周囲の人に配慮や支援を必要としています。

ヘルプマークを身につけた方を見かけたときには、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマークを見かけたら？

・電車やバスの車内では、席をおゆずりください。
・困っている様子のおきには、「お手伝いしましょうか」「どうしましたか」など声をかけ、できる範囲での支援をお願いします。

・ヘルプマークストラップやヘルプカードを提示されたときには、ストラップを裏返したり、カードを開いたりして、支援方法や手伝ってほしいことを確認してください。

ヘルプマークはいろいろなもの...

ヘルプマークを使ったアイテムは、紙製のカード、プラスチック製のカード、シリコン製のストラップがあります。

3つとも、ウエルパルクまもこ3階障がい福祉課、各区役所の福祉課、熊本市障がい者相談支援センター（市内9か所）にて、無料で配布しています。



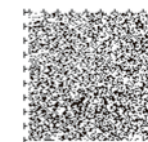
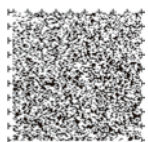
紙製のヘルプカード



プラスチック製のヘルプカード



シリコン製のヘルプマークストラップ



部落差別(同和問題)



私たちは、本来、一人ひとりが幸せを感じる「個人」として尊重されるべきであり、その人の住所や出身地などの違いによって差別を受ける理由は何らありません。

しかし、住んでいる地域や出身を理由に差別をし、就職や結婚などといった、人生における重要な権利を侵害するという「部落差別(同和問題)」が存在します。

部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域に生まれた又は住んでいたという理由で、日常生活において様々な差別を受けるといって日本固有の重大な人権問題です。

日本国憲法の制定により、平等の原則は保障されましたが、今なお、差別や偏見が完全に解消されたとはいえません。

差別には、心理的差別と実態的差別があり、心理的差別は、「同和地区住民」「被差別部落住民」と称された人々との交流や結婚をばんだり、落書きなどの文字や言葉で相手を傷つけたりするもので、心の奥底に存在しているものです。

また、実態的差別とは、生活環境が悪かったり、差別により職に就けず生活そのものが不安定だったりすることです。実態的差別は、国の事業等により、徐々に解消されてきました。

しかし、「差別をしてはいけない」という意識は広まっているものの、知識としての理解にとどまり、具体的な行動において十分現われていない

ということが大きな課題です。例えば、インターネット上の差別的な書き込み等の事案は依然として存在しています。

私たち一人ひとりが、この「部落差別(同和問題)」について深く学習し、正しい認識を持ち「差別をなくす」取組を進めることによって、明るい人権尊重社会を築くことができます。

平成二十八年(二〇一六年)十二月十六日に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。

この法律は、現在もなお部落差別(同和問題)が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別(同和問題)に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別(同和問題)の解消を推進し、部落差別(同和問題)のない社会を実現することを目的としています。

詳しくは法務省ホームページ
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html
 をご参照ください。



えせ同和行為とは

(令和3年12月 法務省人権擁護局 えせ同和行為対応の手引より抜粋)

部落差別(同和問題)の解決に寄与しているかのように装って、企業・個人などに不当な利益や義務のないことを要求する行為です。えせ同和行為は、部落差別(同和問題)に対する誤った認識を植え付け、偏見や差別を助長する要因となっており、部落差別(同和問題)の解決を阻害するものです。

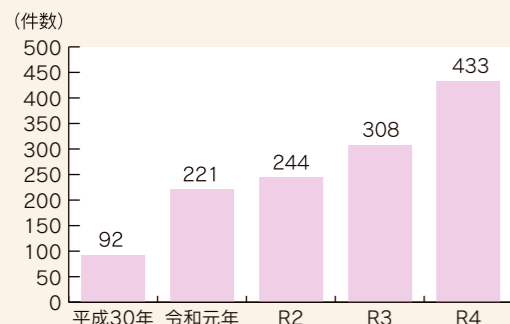
安易な妥協は、被害の拡大と差別の助長につながります。部落差別(同和問題)の解決に向けて、えせ同和行為に対して毅然とした態度で要求を拒否することが求められています。

不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨み、つけ入るすきを与えないことが肝要です。

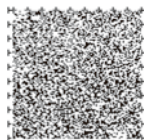
えせ同和行為排除の目的は、当該違法・不当な行為の排除と同時に、新たな差別意識の発生を防止し、部落差別(同和問題)を解決するところにあります。

真に差別のない平和で住みよい社会の実現のため、一人一人が責任と勇気を持って、えせ同和行為の排除のために取り組むことが必要です。

●部落差別(同和問題)に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

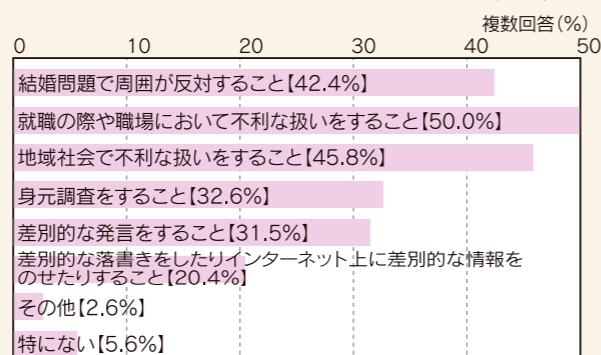


法務省人権擁護局作成
 令和5年度版人権の擁護より引用

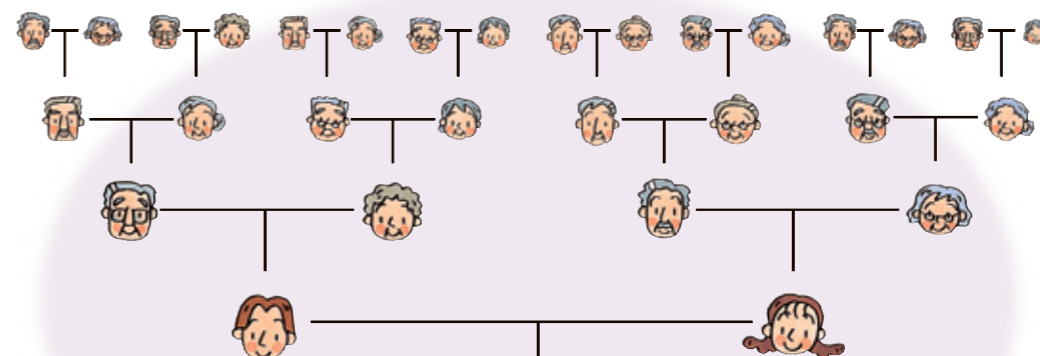


●熊本市人権・男女共同参画に関する市民意識調査(熊本市・令和5年(2023年)10月)

部落差別(同和問題)であなたが人権上、特に問題があると思うものはどのようなことですか。



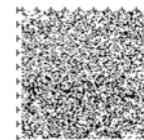
血すじ・家がらって なんだろう



わたしたちの祖先を27代さかのぼると約1億3千万人の血をうけています。このことから、みんなどこかでつながっている可能性ももっています。血が通う、祖先がちがう生まれがちがうという考えは、おかしいと思いませんか。

それは人が支配するために人によって創られた差別の思想です。

いまわたしがいるのは、おとうさんとおかさんがいたからです。おとうさんとおかさんがうまれたのは、おじいさんとおばあさんがいたからです。たくさんの方がいたからいまのわたしがうまれた。わたしが、こともうんだらおかさんになります。



ハンセン病回復者と その家族に関する人権問題

ハンセン病は明治六年（一八七三年）に、ノルウエーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による感染症です。皮膚や末梢神経がおかされる病気ですが、早期に治療を行うことで、知覚障害、運動障害などは起こりません。

また、感染力が非常に弱く、ハンセン病療養所で働いていた職員で感染した人はいないことからわかるように、抵抗力があまりない状態でたくさん菌に繰り返し触れる機会でもなければ日常生活では感染しません。仮にハンセン病に感染しても、治療法が確立している現在では、早期発見と早期治療により、障がいを残すことなく外来治療で治すことができるようになっていきます。

しかし、患者を療養所に強制隔離したり、患者の家を消毒したりしたことで、「国が法律までつくって隔離するのだから、ハンセン病は怖い病気だ」という誤った認識が社会に広まりました。

患者は施設に長年隔離され続け、人としての権利が著しく損なわれてきたため、国を相手取り訴訟を起こしました。

その結果、平成十三年（二〇〇一年）に熊本地裁で原告勝訴判決があり、平成二十一年（二〇〇九年）にはハンセン病問題基本法が施行され、問題解決の促進に関し、国と地方自治体の責務が明らかにされました。また、令和元年（二〇一九年）十一月十五日には、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、同年十一月

二十二日に公布・施行されました。法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病回復者とその家族の方々が、偏見と差別の中で、ハンセン病回復者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。

ハンセン病回復者や家族の方々は、今もなお苦しみや悲しみを抱えています。私たちは、他人事としてではなく、ハンセン病について正しい知識を持ち、自分自身のことと受け止めながら、すべての人の人権が尊重される社会を実現するよう努めていかなければなりません。

令和4年(2022年)5月 菊池恵楓園歴史資料館が リニューアルオープンしました。

菊池恵楓園歴史資料館は、ハンセン病問題、及びハンセン病差別のなかで力強く生き抜いてきた恵楓園入所者らの人生を後世に伝え、そのことを通じて人権が真の意味で尊重される社会を実現することを目指して設置された資料館です。

資料館のホームページはこちら



開館時間 9:00~16:30

休業日 毎週月曜日、祝日の翌日、年末年始

〒861-1113 熊本県合志市栄3796

電話番号 096-248-1136

「りんどう相談支援センター」について (熊本県ハンセン病問題相談・支援センター)

「りんどう相談支援センター」では、県から委託を受けた熊本県社会福祉士の社会福祉士が、**ハンセン病回復者及びその家族の方等**のご相談をお聞きし、必要なお手伝いをさせていただきます。

- 相談は無料です
- 例えば
- ▶ 病院受診の相談に乗ってほしい
 - ▶ 証明書を取りに行くときに立ち会ってほしい
 - ▶ 相続のことで悩んでいる
 - ▶ 具合が悪くなったときに頼れる人がいない
 - ▶ 家族補償制度を知りたい ▶ 郵便物を受け取ってほしい 等

ご事情に応じて、面談の時間や場所は柔軟に対応いたします。

電話 096-365-7606

開所日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

休業日 土日、祝日

〒862-0910

熊本市東区健軍本町1-22 東部ハイツ105号



菊池恵楓園

入所者の証言

〔検証ハンセン病史〕熊本日日新聞社から抜粋

◆解剖承諾書

入所手続きのこと。「解剖承諾書を書いてほしい」。職員が生年月日などを聞いた後、当然のように告げた。

「その時は子供だったから、とっさに『いやじゃ』と断った。死んでも、はらわたを取り出されるのは痛いだらうとゾッとしたから」

「死んだら痛みなんか分かるか」。職員に説得され、しぶしぶ同意した。署名は職員が代行し、林田さんは母印を押すだけで終わった。

「園で使う偽名は何にするか」。続けて問われたが、「いりません」と即答した。「解剖のこともあって、どうせすぐ死ぬんじやろ」と思い、本名で通すことにした」

◆監禁室

当時、監禁室は六畳ほどの個室がいくつかあり、原田さん同様、帰省期限を守らなかつた男性二人が各部屋に一人ずつ収容されていた。

それぞれの部屋にはカギが掛けられ、外出は厳禁。閲された療養所の中でも、さらに閉ざされた場所だった。

「昼はじっと布団の上に座り、夜は横になる生活。朝から聞こえてくる小鳥のさ

えずりだけが慰めでした」

食事は毎回、小さなおにぎり二個とたくあんだけ。心配した療友が職員目を盗み、部屋の格子戸のすき間から、ネタのない握りずしを差し入れてくれた。

◆断種・墮胎

妊娠が分かった日、菊池恵楓園の本田陽子さん（仮名）は、一人で墮胎手術を受ける決断をした。昭和四十年のこと。

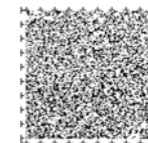
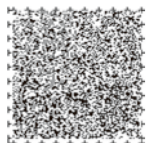
「園内で子供を持つなんて、当時は考えもしなかつた」。入所後に子供を産んだという話を聞いたことがなく、それが園内の「掟（おきて）」と疑わなかつた。

医師は卵管結紮（けっさつ）の優生手術も勧めた。卵管を縛る手術で、二度と妊娠しないようにするためだ。

「中絶を繰り返したら体を壊すぞ」だれが生まれた子を育てるんだ」。医師は威圧的に説得の言葉を繰り返した。陽子さんは迷った末に、手術を受け入れた。

墮胎と卵管結紮の手術は、一時間ほどで終わった。陽子さんは涙が止まらず、手術中もおえつて体が震えたという。

「もっ女じゃなくなつた」。打ちひしがれる陽子さんに、夫の弘さん（仮名）は掛ける言葉がなかつた。男として「ふがない」と思った。



水俣病に関する

人権問題



「水俣病」とは、水俣にあるチツソ水俣工場から排水と一緒に毒性の強いメチル水銀が水俣湾に流され、それが魚介類に取り込まれて、その魚介類を長い間たくさん食べたことにより発生し、昭和三十一年（一九五六年）五月一日公式確認された公害病です。

水俣病の主な症状としては、両手両足の感覚が鈍くなる、動きがぎこちなくなる、目が見える範囲が狭くなる、耳が聞こえにくくなる、言葉がはつきりしなくなるなどがあります。発生当初の症状が重い人は、けいれんを起こしたり、意識不明になって亡くなることもありました。

また、妊娠している母親の体内に入ったメチル水銀が、へその緒を通じて胎児へ取り込まれ、生まれながらに水俣病の症状をもつた赤ちゃん（胎児性水俣病患者）もいました。

まだ水俣病の原因がわからなかった頃には、伝染すると誤解され、患者が出た家庭には人々が近づかなかつたり、水俣出身者が就職や結婚を断られたりするといったことも起こりました。

水俣病の原因がメチル水銀だとわかつている現在でも、水俣出身者への不適切な発言はあり、患者や家族、さらには、水俣の人々の苦しみは続いています。

水俣病は、メチル水銀による中毒であり、人から人へうつることはありません。また、遺伝もしません。現在、水俣湾の魚介類は県の調査によって安全が確認されています。

私たちも、水俣病に対する正しい知識を持ち、被害を受けた方々の視点に立つて考えることで、水俣病に対する偏見や差別をなくしていくための努力をしていかなければなりません。

行ってみませんか？ 水俣市立水俣病資料館



水俣病資料館は、水俣病の経験を踏まえて、悲惨な公害を二度と繰り返してはならないという切なる願いから、水俣病の経験から得た貴重な教訓を人類への警鐘として継承・発信していくことを目的に、開館しました。

水俣病の歴史や現状等を学ぶことができる常設展示のほか、毎年の企画展示や、水俣病患者・関係者の方から直接の体験等を聴講できる「語り部講話」を行っています。

今では全世界の方々が訪れ、公害学習・環境学習だけでなく、人権教育の場としても活用されています。

【所在地】
〒867-0055 熊本県水俣市明神町53番地
TEL 0966-62-2621
FAX 0966-62-2271

詳しくは…
水俣病資料館

水俣病に関する年表

熊本県環境生活部水俣病保健課

- 昭和31年（1956年） チツソ附属病院より水俣保健所に奇病発生の報告（6月1日）水俣病公式確認日
- 昭和33年（1958年） 熊本大学研究班、「有機水銀が原因ではないかと発表
- 昭和34年（1959年） 新潟県阿賀野川流域で水俣病が発生
- 昭和40年（1965年） チツソがアセトアルデヒドの製造を中止
- 昭和43年（1968年） 政府、「水俣病の原因はチツソの工場排水に含まれるメチル水銀である」と発表
- 昭和44年（1969年） 患者・家族がチツソを相手に損害賠償請求訴訟を提起
- 昭和48年（1973年） 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布
- 昭和48年（1973年） 患者団体とチツソとの間で補償協定締結
- 昭和48年（1973年） 公害健康被害補償法公布
- 昭和49年（1974年） 水俣湾に仕切網を設置
- 昭和52年（1977年） 水俣湾を埋め立てる工事開始（平成2年に終了）
- 平成4年（1992年） 熊本県、鹿児島県が水俣病総合対策医療事業開始
- 平成5年（1993年） 水俣市が、水俣病犠牲者慰霊式を開催（この後も毎年実施）
- 平成7年（1995年） 水俣市立水俣病資料館 熊本県環境センター開館
- 平成9年（1997年） 患者5団体が、政府の水俣病問題解決策を受け入れ
- 平成10年（1998年） 県が、「水俣湾の安全宣言」を行い、仕切網を全て撤去
- 平成14年（2002年） 熊本県内の小学5年生が水俣市を訪れる「こどもエコセミナー」開始（平成23年度からは「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を実施）
- 平成16年（2004年） 最高裁判所において、水俣病の被害拡大を防ぐことができなかったことについて国と熊本県の責任が確定
- 平成17年（2005年） 環境省が総合対策医療事業の拡充等内容をとする「今後の水俣病対策について」を発表
- 平成21年（2009年） 水俣病被害者の救済に関する特別措置法が成立（7月8日）
- 平成22年（2010年） 政府が、水俣病被害者救済措置の方針を閣議決定（4月16日）
- 平成23年（2011年） 熊本県等が、水俣病被害者の救済申請を受付開始（5月1日）
- 平成23年（2011年） 患者3団体がチツソと紛争終結の協定を締結（6月）
- 平成24年（2012年） 水俣病被害者の救済申請期限（7月31日）までに約4万3千人（熊本県）が申請
- 平成25年（2013年） 水俣条約外交会議が熊本市及び水俣市で開催され、「水銀に関する水俣条約」が採択

- 平成26年（2014年） 熊本県知事が水銀に頼らない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行う
- 平成28年（2016年） 水俣病被害者救済特別措置法によって19,000人超が一時金と療養費、18,000人超が療養費対象に該当（熊本県）
- 平成29年（2017年） 水俣市立水俣病資料館が、展示内容を全面的に見直しリニューアル
- 平成29年（2017年） 「水銀に関する水俣条約」が発効
- 令和2年（2020年） 水俣市立水俣病資料館の来館者が100万人を突破
- 令和2年（2020年） 水俣病資料館語り部の会がくまもと環境賞永年活動表彰を受賞

インターネットに関する 人権問題

パソコンやスマートフォン等の普及が進んだことにより、コミュニケーションの輪が広がり利便性が高まった一方で、「匿名性を悪用して掲示板で他人を誹謗中傷する」、「本人の許可なく名前、住所、電話番号や写真をSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）や、ブログで公開する」、「誤った情報がSNSやブログで拡散される」、「行政や企業が管理する個人情報、不注意や不正アクセスによりインターネット上に流出する」というような事例も次々に発生しています。一度公開されたり流出したりしてしまった情報は、インターネット上で次々にコピーされ、これを回収することは事実上不可能であり、これらは人権にかかわる新たな社会問題となっています。

情報の取得や発信の容易性、匿名性等から、インターネット上ではややもすれば道徳観や罪悪感が希薄になりがちです。また、誹謗中傷により、自ら命を絶つ痛ましい事件も起きています。

インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることを契機に、こうした行為を抑止すべきとの国民の意識が高まる中、誹謗中傷の実態への対処として、令和四年（二〇二二年）七

月、侮辱罪の法定刑の引き上げ（一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料）が行われました。

これから私たちは、高度情報化による恩恵を甘受するだけでなく、「誰もが被害者にも加害者にもなり得る」ことをしっかりと認識し、「これまで以上に個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、一人ひとりが情報の取得・発信における責任やモラルを持つことを心がけていかなければなりません」。

そのためには、家庭や地域、学校、職場といったあらゆる場において、インターネットの危険性や、利用上のルール、マナー、注意点等を学習、啓発する機会を設けることが大切です。



ハートがなけりゃ SNS じゃない!

(法務省人権擁護局 令和5年度版 人権の擁護より引用)

法務省の人権擁護機関では、SNS事業者団体等と共同して、「#No Heart No SNS」をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設し、情報モラルの向上を図るとともに、インターネット上の人権侵害に関する各種相談窓口を整理したフローチャートを掲載して、人権相談窓口の周知・広報を行うなど、対策の強化に取り組んでいます。



詳しくは同サイトをご参照ください。
<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>



熊本市の取組

パソコンやスマートフォン等の普及は目覚ましいものがあり、大人はもとより子どもの所有率も増加しており、誰でも気軽にインターネットを利用した通信や情報のやり取りができるようになった反面、今までは考えられなかったような事件や犯罪、人権侵害や名誉毀損、迷惑行為等が頻発しています。

また、行政においては、戸籍や住民票、税や福祉などの個人情報の大半がコンピュータによって管理されており、コンピュータウイルスやネットワークへの不正侵入などの外部からの脅威、過失や故意による情報漏洩などへの対策が必要となっています。

◆主な取組

- ①市民を対象とした啓発活動への取組
 - ・保護者を含めた市民への情報モラル教育の推進に努め、学校現場において児童生徒たちがさらされているネット社会の現状を学び、正しい知識を得られるような啓発に取り組む。
 - ・個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解及び適正な利用、人権侵害を受けないような対応策や侵害を受けた場合の対応方法について、啓発に取り組む。

インターネットによる人権侵害を受けた人を救済するために、熊本地方方法務局、熊本県人権擁護委員連合会、熊本県と連携した対応を行う。

②学校教育における取組

- ・各小中学校の情報モラル教育推進リーダーへの研修の実施。
- ・最新のSNS等によるトラブル状況を把握し、情報モラル研修の進め方等について、教育委員会の職員による職員向けの研修（パッケージ研修・SD研修）の実施。

③市役所内部の取組

- ・環境に即した、情報セキュリティポリシー*の見直し。
- ・情報セキュリティに関する職員研修の強化。
- ・セキュリティ対策ソフトの導入や二要素認証によるセキュリティの強靱化を図る。

※情報セキュリティポリシー

情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定める「基本方針」と、基本方針に基づき、全ての情報システムに共通する情報セキュリティ対策の基準を定める「対策基準」を総称したものを「情報セキュリティポリシー」といいます。

外国人に関する

人権問題



世界各国には約八十億もの人々が住み、百九十以上の国や地域で、様々な人種の人々が暮らしています。民族や宗教、言葉、生活習慣なども地域によって様々であり、さらに、同じ国に住む人でも、グローバル化の進展に伴い、異なる文化的背景を持ち、話す言葉も違う場合があるなど、世界中には多種多様な人々が生活しています。

私たちは外国人に対して、考え方や生活習慣、肌の色などに違いがあることを認識し、その「違い」を受け入れることができているでしょうか。受け入れることができずに、見て見ぬふりをしたり、無視をしたり、差別的な対応をしたりしていないでしょうか。言葉が通じないことや外国人というだけで、アパートなどへの入居を拒否される、国籍が違うだけで、就職のときの労働条件が異なるといったことがあります。さらに、特定の民族や国籍の人たちを誹謗中傷し、社会から排除しようとするヘイトスピーチなどの問題が全国各地で起きています。

今改めて、私たちは、常に多様性を受け入れる寛容性を育み、地域の一員としての自覚を持つことが重要です。

外国人であること、文化的な背景が違うこと、異なる特徴を持つことなどで差別することをせず、積極的に外国の人と交流を図り、お互いを理解しながら、全ての人が安心して暮らせる「共生社会」をつくっていきましょう。

熊本市外国人総合相談プラザ

令和元年(2019年)9月1日、熊本市国際交流会館に外国人住民等の相談窓口を開設しました。
「わからないこと」、「こまったこと」、「しりたいこと」があれば、気軽に相談してください。



くまもとしがいきこくじんそうごうそうだんばらざ
The Kumamoto Consultation and Support Plaza for Foreign Residents
熊本市外国人総合相談中心
구마모토시 외국인종합상담 플라자

- 相談場所** 熊本市国際交流会館2階(熊本市中央区花畑町4番18号)
相談対応日 国際交流会館の開館日
※休館日 第2・第4月曜日(祝日等の場合は、直近の平日)、年末年始
午前10時～午後6時
対象者 在住外国人、市民、外国人を受け入れている機関等
相談内容 在留手続、仕事、住まい、行政手続、出産、子育て、子どもの教育等、生活全般
対応言語 23言語
(1)やさしい日本語 (2)英語 (3)中国語(簡体字、繁体字) (4)韓国語
(5)ドイツ語 (6)ベトナム語 (7)ネパール語 (8)インドネシア語
(9)タガログ語(フィリピン) (10)タイ語 (11)ポルトガル語 (12)スペイン語
(13)ミャンマー語 (14)クメール語(カンボジア) (15)フランス語
(16)イタリア語 (17)ロシア語 (18)マレー語 (19)モンゴル語
(20)シンハラ語 (21)ベンガル語 (22)ヒンディー語 (23)ウクライナ語

- 専門分野の相談**
法律相談(熊本県弁護士会)、在留資格相談(熊本県行政書士会)
労働相談、就労相談(職業紹介事業者)
住まいの相談(熊本市居住支援協議会)、心の相談(臨床心理士)
※専任のコーディネーターが対応します。

相談員による相談日時
対応言語・分野ごとに相談日が異なりますので、お問い合わせください。

プラザ連絡先 TEL 096-359-4995 FAX 096-359-5112
mail soudan@kumamoto-if.or.jp
HP <https://www.kumamoto-if.or.jp/plaza/>



外国人の防災訓練

日本で起こりうる災害について、不慣れた外国人の方々に防災についての基礎情報を提供し防災に対する意識の啓発に努めています。



外国人への日本文化紹介

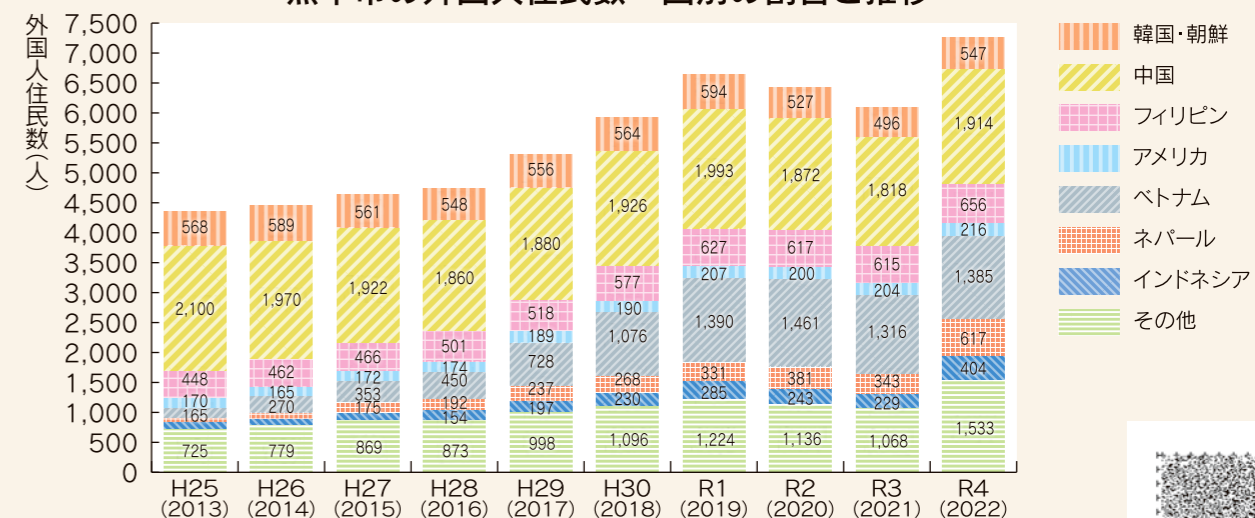
「日本文化体験デー」などで、在住外国人が市民と交流しながら、気軽に日本文化を体験できる機会を提供しています。



国際交流員の活動

国際交流員が学校や公民館などを訪問したり、国際交流会館で外国の文化や生活習慣などを市民に紹介したりし、理解を深めてもらおう活動を行っています。

熊本市の外国人住民数 国別の割合と推移



※外国人住民とは、滞在期間が3か月以上の住民を示す。 ※各年12月末現在 ※熊本市の住民基本台帳人口

アイヌの人々に関する

人権問題



アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、「ユカラ」などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

政府は、平成十九年(二〇〇七年)九月に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や平成二十一年(二〇〇九年)七月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進しています。

また、令和元年(二〇一九年)五月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持つて生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別の禁止に関する基本理念やアイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められています。政府は、同法に基づき、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を推進しています。

私たちは、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するよう努めていかなければなりません。

エイズ患者や HIV感染者ならびに その他の感染症に関する 人権問題



エイズ・HIV(エイズウイルス)感染症は、治療法の進歩によりコントロール可能な慢性疾患となり、社会では多くの方が治療を受けながら働き、学び、生活しています。しかし、このような状況の変化について正確な情報が浸透しておらず、エイズ患者・HIV感染者に対する差別や偏見が今でも根強く存在しています。

また、世界中で猛威をふるった新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活に大きな影響を与えました。感染した方やその家族、医療従事者などに対する誹謗中傷や偏見・差別といった問題だけに止まらず、感染防止対策としてマスクの着用や新型コロナウイルスワクチン接種についても、病気や体調など、様々な理由でマスクをつけたくてもつけられない方やワクチンを接種したくてもできない方に対して、その対策を強要したり、職場や学校等で不利益な取扱いを行ったりするなどの問題も発生しました。

人々は未知の病気に対して不安に駆られたり、過剰に反応したりしてしまいます。そのようなことが起こらないようにするには、感染症について正しい知識を持つとともに、もし、自分が、家族が、友人が感染したら…と想像力を働かせて理解し、差別や偏見をなくしていくことが大切です。

ウポポイ(民族 共生象徴空間) について

ウポポイは日本の貴重な文化でありながら存立の危機にあるアイヌ文化の復興・創造等の拠点となるナショナルセンターです。また、我が国が将来に向けて、先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様な豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴として整備されました。豊かな自然に抱かれたポロト湖のほとりで、アイヌ文化の多彩な魅力に触れることができます。



国立アイヌ民族博物館



イシカネ(家屋)群



アイヌ古式舞踊

※提供:公益財団法人 アイヌ民族文化財団

HIVは職場や学校 では感染しません

HIVは次のような日常生活を通じては決して感染しないことを職場や学校にいる全員が知り、「いじめ」などが生じないようにする必要があります。

● 性交渉以外のからだの接触
握手をしたりエレベーターなどで接触してうつりません。



● 宴会や会食
食べ物を分けあったり、食器を共用してうつりません。



● 飛まつ
くしゃみ・せき・汗・涙ではうつりません。



● トイレ
トイレを共用してうつりません。



難病患者に関する

人権問題



難病とは発病の仕組みが明らかでないうえに、治療方法が確立していない希少な病気であり、その病気にかかったことにより長期にわたって療養を必要とする病気のことをいいます。

難病はその種類も多様な病気の特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかる場合もあれば、外見上はあまり変化がなく、健康な人と変わらない場合もあります。

そのため、病気に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなどの人権問題が発生しています。

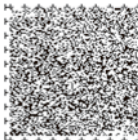
こうした差別や偏見をなくすためには、病気のことを正しく理解し、患者・家族の立場になって考えることが大切です。

地域で生活する難病患者やその家族の療養生活における相談や支援に取り組んでいます。

<p>各種相談支援 病気やそれに伴う療養生活上の悩み事、不安等の相談や就労に関する相談を電話、面談、メール等により受けています。</p>	<p>就労相談 難病患者さんの「治療」と「仕事」の両立を支援するため、就労専門相談員と相談支援員が患者さんと一緒に考えながらサポートします。</p>
<p>講演会・研修会・交流会の開催 医療従事者等を講師とした講演会や研修会、難病当事者が病気や療養生活等について情報交換をする交流会を開催しています。</p>	<p>難病啓発活動 難病について正しく理解していただくために、相談支援員や難病当事者を派遣して、出前講座等を行っています。</p>

熊本県難病相談・支援センター

〒862-0901 熊本市東区東町4丁目11番1号
電話 096-331-0555 FAX 096-369-3080
E-mail nanbyo-0555@extra.ocn.ne.jp
HP <https://kumamotonanbyou-center.org>



刑を終えた出所者等 に関する人権問題



刑を終え出所した人は、本人に真摯な更生の意欲があっても、周囲の強い偏見や差別意識があることから、就職や入居などの面で社会に受け入れられないなど、現実には極めて厳しい状況にあります。また、誹謗中傷などその家族の人権が侵害されることもあります。

昭和二十四年（一九四九年）七月に「犯罪者予防更生法」が施行され、現在の更生保護制度が始まりましたが、犯罪の防止と犯罪をした人たちの立ち直りには、一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識から、昭和二十六年（一九五一年）七月に法務府（現在の法務省）が「社会を明るくする運動」を国民運動としてスタートさせました。

平成二十八年（二〇一六年）十二月には「再犯防止等の推進に関する法律」が制定・施行され、本市においても、令和三年（二〇二二年）三月に「熊本市再犯防止推進計画※」を策定し、各施策に取り組みとともに、関係団体と連携し、「社会を明るくする運動」をはじめとした広報啓発に取り組んでいます。

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく更生し、犯罪のない安全で安心して暮らせる明るい地域社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、「犯罪や非行の防止」と「罪を犯した人たちの更生」について理解を深め、その立ち直りを支えていくことが大切です。

※今後、相互に関連が深い「防犯」「再犯防止」「犯罪被害者等支援」の3つを柱とした「仮称」熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」を策定予定です。

法務省では、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解と協力の輪を広げるため、それぞれの地域で「社会を明るくする運動」を展開しています。皆さんの更生保護へのご協力をお願いします。

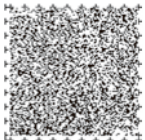
お問い合わせは、法務省熊本保護観察所または法務省保護局まで。

法務省熊本保護観察所

〒862-0971
熊本市中央区大江3-1-53 熊本第二合同庁舎6階
電話 096-366-8080

法務省保護局

〒100-8977
東京都千代田区霞ヶ関1-1-1
電話 03-3580-4111



犯罪被害者等に関する 人権問題



誰もが突然、犯罪に巻き込まれ被害者となってしまう可能性があります。決して他人事ではありません。

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族（以下、「被害者」という。）の多くは、犯罪そのものによる被害のみならず、精神的なストレスや心身の不調に加え、捜査や裁判等による時間的制約や思わぬ経済的負担、周囲からの配慮に欠ける言動や心ない誹謗中傷など、様々な二次被害に苦しまれています。

しかしながら、これらの問題は、被害者だけの力で解決することは難しく、多くの社会的支援が必要となります。

そこで、私たち一人ひとりにできることは、被害者の置かれた現状を十分に「理解」し、被害者の心に「寄り添い」、被害者が望むときに「支えていく」ことです。

被害者が、一日も早く、住み慣れた地域で、平穏な生活を取り戻していくために、身近に暮らす住民が率先して支援の輪を広げなければなりません。

そして、すべての人が安心して暮らすことができる『犯罪のない明るい地域社会』を作っていきますよう。

北朝鮮当局による拉致被害者等 に関する人権問題



一九七〇年代から一九八〇年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮当局による拉致疑いが濃厚であることが明らかになりました。平成三年（一九九一年）以来、わが国は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきましたが、北朝鮮側は頑なに否定しつづけてきました。しかし、平成十四年（二〇〇二年）九月の日朝首脳会談においてようやく初めて拉致を認めるに至りました。

国際的にも関心が高まる中、国家間の協議は進められていますが、いまだ解決には至っておらず、わが国は北朝鮮に対し、すべての拉致被害者の安全確保とすみやかな帰国を要求しています。

被害者の人生を、そして大切な家族を奪い去った北朝鮮当局による拉致は、人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

北朝鮮当局による拉致問題は、いまだに解決していません。私たち一人ひとりが拉致問題に関心を持つことが問題解決のためにとても大切な一歩になります。



北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」
出典：政府広報オンライン (gov-online.go.jp)
<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg1754.html>

犯罪被害者等支援

熊本市では、犯罪の被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族が一日も早く平穏な暮らしを取り戻せるよう支援するため、令和5年（2023年）9月に「熊本市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

今後、本条例の理念に基づき取組を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

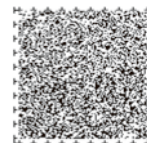
熊本市犯罪被害者等支援条例

- | | |
|------------------------|--|
| 理念
〔第3条〕 | <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重されること 犯罪被害者等が置かれている状況・事情に応じて、社会から孤立することのないよう配慮し支援が行われること など |
| 責務
〔第4、5条〕 | <ul style="list-style-type: none"> 市の責務 <ul style="list-style-type: none"> 支援策を策定し総合的・計画的に実施する 市民・事業者の責務（努力義務） <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等が置かれている状況等を理解する 二次被害が生じないように配慮する 勤務環境に配慮する（事業者） など |
| 支援等
〔第8-14条〕 | <ul style="list-style-type: none"> 相談及び情報の提供等 <ul style="list-style-type: none"> 経済的負担の軽減 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 居住の安定 個人情報の取扱いについての配慮 未成年者への配慮 市民及び事業者の理解の促進 など |

※犯罪被害者等・犯罪被害に遭われた方や、そのご家族・ご遺族



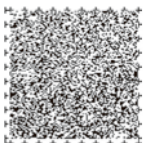
←詳しくはHPへ



拉致問題その他 北朝鮮当局による 人権侵害問題に対する 認識を深めよう

平成18年（2006年）6月、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律では、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。



ホームレスの人々 に関する人権問題



ホームレスは、不景気で会社が倒産したり、病気や高齢によって仕事が減ったり、その他の様々な理由により、住居を失い生活が成り立たなくなってしまう、やむなく路上で生活をされている人たちです。

平成十五年（二〇〇三年）に「ホームレスの自立の支援等に関する法律」が施行され、就労の支援が行われる等の自立のための支援策が講じられ、シェルターを利用することで安定した居住の場を確保出来るようになり、ホームレスの人々の数も減少してきています。

引き続き、私たちは、これからも、ホームレスの問題を社会全体の問題として捉え、自立のために支援していくことが大切です。

平成二十七年（二〇一五年度）からは、生活困窮者自立支援法が施行され、熊本市ではホームレスの人々も含めた生活困窮者の方への相談窓口を設けました。

ホームレスの方が住居等の相談を希望された場合は、「生活自立支援センター」や「福祉相談支援センター」等の相談窓口へご連絡ください。

ホームレスの人々への差別や偏見をなくし、生活困窮からの脱却をみんなが支援しましょう。

性的マイノリティ に関する人権問題



長い間、社会では、「性」について、非常に固定的に考えられてきました。「人は異性を愛するのが当然だ」、「心と体の性別が違うことなどありえない」、性別は男と女しかない」などと一般的にいわれてきました。しかし、世の中には、自分がどの性別であるかの認識である性自認、どういった性別の人を好きになるかという性的指向、生物学的な身体の性的特徴、服装やしぐさ、言葉遣いなどの性別表現など、性のあり方は様々です。

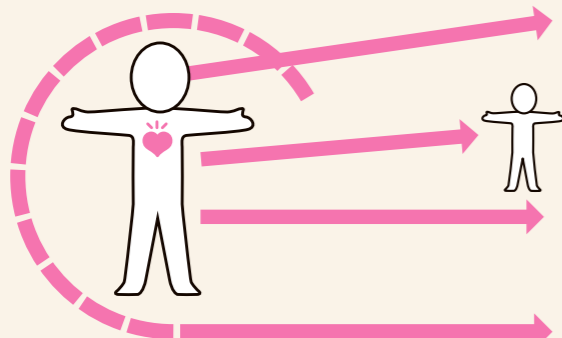
性自認や性的指向等が多様化するなか、性的マイノリティの人々は、日常生活の様々な場面において、奇異な目で見られるなどの精神的苦痛を受けているとともに、就職をはじめ自認する性での社会参画が難しいなど、社会での無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況にあります。また、当事者は自らの性のあり方に違和感を持っていても、誰にも相談できずに悩み続けたり、それを友人や家族等の他者に伝えたりすることは大きな困難を伴ったりします。

性的指向や性自認などを理由とする偏見や差別をなくし、すべての人々が尊重され、自分らしく生活できる社会にしていく必要があります。

熊本市では、平成三十一年（二〇一九年）四月から「熊本市パートナーシップ宣誓制度」を開始するなど取組を進めています。

※一方または双方が性的マイノリティであるお一人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合い、関係を約束した関係であることを、熊本市長に対し宣誓する制度です。

性の多様性



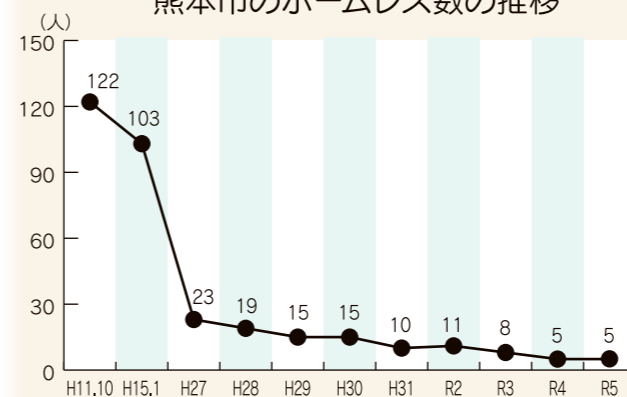
性自認 (Gender Identity)
自分がどの性別であるかの認識・アイデンティティ

性的指向 (Sexual Orientation)
どういった性別の人を好きになるか

身体の性的特徴 (Sex Characteristics)
外性器、内性器、性染色体、性ホルモン分泌などに見られる身体の性的特徴

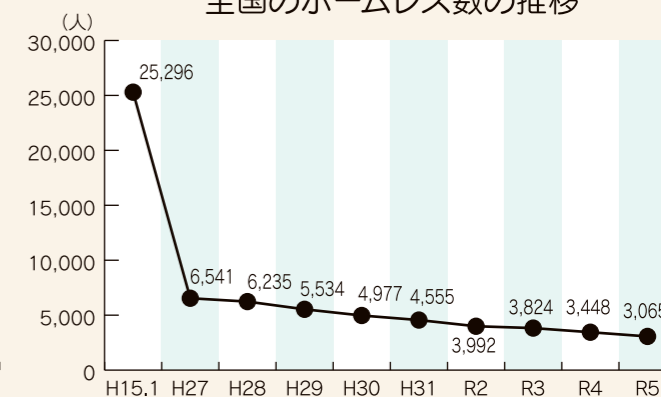
性別表現 (Gender Expression)
行動、しぐさ、言葉遣い、服装など

熊本市のホームレス数の推移



(平成11年(1999年)より、調査を開始)

全国のホームレス数の推移



(平成15年(2003年)より、毎年1月に全国一斉に調査を実施)

災害に関する人権問題

平成二十三年(二〇二一年)に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。

また、平成二十八年(二〇二六年)に発生した熊本地震も甚大な被害をもたらし、震災直後には熊本県全体で最大約十八万四千人の人々が避難者となりました。

さらに、近年は、各地で台風や豪雨等により毎年のように激甚災害に指定される大規模な災害が起きており、令和二年(二〇二〇年)七月豪雨では、球磨川が決壊するなど、県内で甚大な被害が発生し、多くの方々が避難生活を強いられました。

熊本地震では、東日本大震災と同様に避難所等において、女性、妊産婦、高齢者、障がいのある人、外国人等の配慮を必要とする方々に対し、様々な人権問題が発生しました。体育館等の避難所においては、多目的トイレの未設置や施設がバリアフリー化されていない、プライバシーが守られない等十分な配慮が行き届かず課題を残しました。外国人に対しても、支援や被災状況等の必要な情報が行き届かない、根拠のない思い込みや偏見から人権侵害につながる行為も発生するなど、東日本大震災での教訓を活かしきれなかった反省も踏まえ、今回の経験に基づき対応策が必要です。

今後、災害に関する人権問題への対応では、避難所の運営面など行政が担う責務とは別に、私たち一人ひとりの人権に対する意識を変えることが大切です。正しい情報を得て、被災した人のことを忘れず、その人々の気持ちに寄り添う配慮をすることが求められています。

自死遺族に関する人権問題



身近な人を亡くすことは、とても悲しく、苦しい体験です。特に自殺で亡くなった場合、突然の死であることのショックや自殺を止められなかったという自責など、ご遺族の苦しみは計りしれません。さらに、自殺に関する社会の偏見や周囲の誤解等によって、自殺で家族を亡くしたことを周囲に話せず、一人で苦しみ、孤立してしまつ方も少なくありません。

政府が推進すべき自殺対策の指針として策定された「自殺総合対策大綱」では、自死遺族等に対する支援の取組の重要性が言及されています。また、多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」と述べられています。自殺は個人の問題ではなく、その対策は社会全体で取り組む必要性があります。

自殺対策のための知識やご遺族の心情への理解を深めることで、人がその死のあり方によって差別されることのない社会、あわせて、これ以上苦しむ方が増えないような、誰も自殺に追い込まれない社会づくりが求められます。

平成28年度(2016年度)市政アンケート調査結果報告書より

「熊本地震に関して、あなた自身又はご家族の人権が侵害されたと思つたことがありますか。」

という問に対し、90.2%の方が人権侵害はなかったと答えているが、6.5%の方が人権侵害があったと答えており、「ある」と答えた方の36.2%が男性で63.0%が女性でした。「ある」と回答した理由の主なものとしては、

- 誰もが大変なのはわかっているが、90歳を超える人を廊下に寝かせるというのは悲しい気がしたし、高齢者への配慮の足りなさがあった。
- 避難した際、小さい子どもがいるのでうるさいと嫌な顔をされた。
- ボランティアの方から、おにぎりを投げて渡された。
- ある小学校グラウンドで車中泊をしていて、カップラーメンがほしくてたずねたら体育館内の方以外には配れないと言われたのには驚いた。体育館以外の方の生きる人権はないんだと思った。

◆令和4年(2022年)に日本で自殺で亡くなった方は、21,881人。一人が自殺で亡くなると、その周囲の少なくとも5人から10人に深刻な影響を与えるといわれており、令和4年(2022年)だけでも10万人以上の方が強い影響を受けていると想定されます。

◆自殺の背景には、ほとんどの場合、経済生活問題、健康問題、家庭問題など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、国を挙げて「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」として自殺対策に取り組んでいます。

◆NPO法人全国自死遺族総合支援センターでは、自死遺族や自殺念慮に苦しむ方、それを支える方の心情に配慮し、平成25年(2013年)9月に「自死・自殺」の表現に関するガイドラインを作成しました。

・行為を表現するときは「自殺」を使う。

・「自殺した」ではなく「自殺で亡くなった」と表現する。
・遺族や遺児に関する表現は「自死」を使う。

様々な人権問題

現在の社会には、これまで述べてきた以外にも、様々な人権問題が存在しています。

人権問題をひきおこすパワハラ、セクハラ、モラハラ、アカハラなどのハラスメントやストーカー問題、その他にも外見にあらわれる疾患や外傷がある人たちの人権に関する問題や災害から派生する問題等、多岐にわたっています。

また、平成二十八年(二〇二六年)六月に施行された通称ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が、特定の民族や国籍の人を排斥しようとする差別的言動の解消のための法律であるため、外国人への差別的言動と思われるがちですが、ヘイトスピーチはこれまでにあげてきた全ての人権問題にかつてくるものであるということを認識しなければなりません。

さらには、働く人たちのハラスメント問題増加に対応するため、労働施策総合推進法の改正により、職場におけるパワハラハラスメント対策が令和二年(二〇二〇年)から、一定規模の中小企業主は令和四年(二〇二二年)四月から義務化されました。

これまでの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や、国や事業主及び労働者の責務が明確化されるなど防止対策の強化が図られています。

これらの人権問題について、私たちは正しく理解し、認識し、差別や偏見の解消に努めることが必要です。このようなことから、これまで述べてきた十九の人権問題のみならず、様々な人権問題について教育・啓発の取組が必要です。

モラハラ(モラル・ハラスメント)
肉体的ではなく、言葉や態度等によって精神的に継続的ないやがらせを行うこと

アカハラ(アカデミック・ハラスメント)
大学教授がその立場を利用して学生に対して行ういやがらせ

ヘイトスピーチ

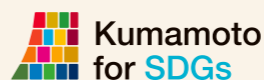
人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康(障がい)など自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、属する個人または集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと

SDGsと人権

あなたはSDGs(エスディージーズ)を知っていますか。SDGsとは「持続可能な開発目標」という英語の略称です。

平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された

世界のすべての人が幸せになるためにみんなで取り組む17の目標のことです。これらの目標は人権尊重の考えに基づいて設定されています。熊本市は、令和元年(2019年)に国から「SDGs未来都市」に選定されました。私たちもこのまちの一員として、すべての人々の人権を守るために支え合い、持続可能なまちづくりに参加していきましょ。



令和五年度(二〇二三年度)人権啓発作品受賞作

絵・ポスターの部(小・中学校)



白川小学校 3年
竹並 彩夏さん



川口小学校 2年
西村 伊織さん



出水小学校 1年
福島 うららさん



北部東小学校 6年
下田 結菜さん



富合小学校 5年
鬼塚 友鈴奈さん



白川小学校 4年
工藤 眞子さん



湖東中学校 3年
本田 あんさん



五霊中学校 2年
新原 かけるさん



龍田中学校 1年
古閑 穂香さん



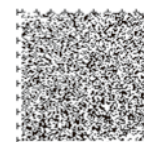
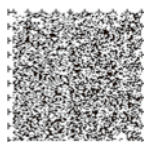
木下 紀三子さん

絵手紙の部(一般)



尚綱高等学校 1年
古閑 紫穂さん

ポスターの部(一般)



詩の部(小・中学校)

しんじがいついかに つかたみ
壺川小一年 藤中 謙信さん
はじめし ひろり
がいついけたよ
しんじがいついば じぶんで
がいついば く やんく
ちんぎのひたが みつれたら
ちんぎのひたが おもたまたちんぎもあえ
ひろりや が がついついばくたじやない
みんなが がついついばくたじや

リレー

五福小一年
たけお はるのすけさん
リレーのれんじゅうの時
ぼくはこけてしまった
ぼくのせつは
チームが負けると思った
その時、三年生のおじちゃんに
「大丈夫だよ。
おれが本気を出して
おじじいやるから、大丈夫だよ。」
と、言ってくれた
その一言にホッとした
こんなやさしい三年生に
ぼくもなりたい

ぼくのミッション

壺川小三年 三浦 拓真さん
ぼくには弟がいる
一年生の弟だ
黄色いぼうしの三人を
学校までつれていく
それがぼくのミッションだ
ぼくの後ろをついてくる
右に左にやるまじや
「ちんぎするぞ」とぼくは言っ
て、言うて走ってついでに
なんだか楽しそうにとぼくは
黄色いチヨウミタリだな
学校に着くと三人は
教室ごとたていなくなる
ミッション完
さあ今日も一日がんばろう

ずっと友達だよ

武蔵小四年 田中 英介さん
大好きな友達と転校
サプリズで手紙をあげた時
涙があふれた
おわかれのハグ
今までありがとう
ギョッ
転校しても元気でね
ギョー
また会いに来るね
ギョッギョッ
ずっと友達だよ
ギョッギョッギョッ

友だちついでいなあ

本荘小五年 野口 凜々愛さん
昨日弟とけんかした
とても悲しかった
翌日学校に行った
5-1ノートにおなやみをかいた
昨日弟とけんかして仲なおりを
するためにどうしたらいいと
思いますかと書いた
その翌日5-1ノートを見たら
たくさんの仲なおりの方法が
書いてあった
友だちついでいなあ

思いやりの心

武蔵小六年 岡本 悠さん
祖父がある日歩けなくなった
つえを使って歩く日常が始まった
ぼくがかげ上がる階段も
ゆつくりとしか登れな
公園へ散歩にもついても
少しのきよりしか歩けない
だからぼくは祖父の手を取って
ゆつくり一歩ずつ階段を登る
少しいだけ公園を散歩する
ぼくと祖父の歩く速度もきよりも
ちがうけど
ぼくが祖父を思いやれば
一緒に歩けるよとがけ
ぼくは祖父から思いやりの心を
教わった

すてきな笑顔の花

桶中一年 緒方 菜月さん
小学四年生の時
マスク生活が始まった
みんなの笑顔が少なくなった
目は笑っているけれど
マスクの下はどうなのかな
怒っているかな
どう思っているのかな
今年中学二年生になって
だんだんマスクをする人が
少なくなった
みんなの笑顔も増えていった
ああ やっぱ笑顔はすてきな
もつともつと
笑顔の花が咲きますように

教室の中

桶中一年 中島 咲耶さん
教室の中で飛び交う言葉
「おれさね」
「いさね」
「ついでだね」
「ついでだね」
「温かくなる言葉」
「安心できる言葉」
教室の中で飛び交う言葉
「きたない」
「かわらなうど」
「きもち」
その言葉 何に對して、
笑い声 何がおもしろい？
いじりとも言わないと
本当に温かい教室にしよう
みんなの心を考えて

川柳の部(一般)

また明日 希望へ変わる 句言葉
千原台高等学校一年 板井 愛空さん

肥後狂句の部(一般)

育つよう みんなの個性 素敵だよ
千原台高等学校三年 西 鳳史さん

詩・メッセージの部(一般)

ストーブと君と私

中立 明子さん

冬の寒い日
私は一人でストーブにあたっていました
寒かったよ
後ろから声がありました
大切な君の声です
世界にただ一人の君です

私は君と一緒にストーブにあたりました
あったかいねえ

私と君はつなずき合いました
今度はみんなであたりたいねえ
二人で空いている席を眺めました

ストーブの前には席がたくさんあります
世界中の人が座れるように空けてあります
そうになったらきつとつれついでねえ
私と君はワクワクして一緒に笑いました

またあつた時間

江南中三年 中島 凜さん
下校中
いつもの場所で
いつものメンバー
一日の思い出を話して
今日の給食はおいしかったね
ボール掃除は疲れたよ
先生のあくびはおもこじかった
ありのままを伝え合え
その時間が大好きだ
みんなで日記をつくってみたい
夕焼けの色が濃くなつてきた
今日ほどいいことを話さうかな

短いメッセージの部(小・中学校)

ともだちでできるかな。
ときどきこした。
みんなもときどきこしたんだって。
東町小一年 鬼塚 旭陽さん

学校を休んだ。
ひろりばりに行って言われた
「おししたよ。」がうれしかった。
春竹小一年 西塔 颯希さん

だいたいよつば 一人じゃない、
自分に光を ちんぎの友だちが
せつたごころね
北部東小三年 中山 仁嘉さん

標語の部(一般)

その言葉 ほんとにそれだ
千原台高等学校一年 村上 聖一さん

がんばれば ちんぎだね。
友達がいれば もっとだね。
帝山小四年 林田 理翔さん
友だちと遊ぶのが 好きなのは
太陽みたいな友だちの 笑顔が好きだから
大江小五年 鶴 実十さん
心のランプを灯すように やれつて伝えた
「ありがとう」
今度は誰に灯そうか
帝山小六年 島永 桜さん

友達「「うしあひが」と」は恥ずかしくなり
「また明日ね」が感謝の気持ち
北部中一年 益田 優さん
やめてもいいよ 無理に笑つてくすくす
はなれたりなんか しないから
桶中二年 緒方 愛月さん

「私なごか」
その言葉 「私いつい」に愛をいみじ
きつと自分が好きになる
白川中三年 天野 裕香さん

電話による相談窓口

相談内容	受付窓口	電話番号	受付時間
職場での男女差別やセクシュアルハラスメント、妊娠・出産による解雇や退職勧奨、育児・介護休業、パートタイム労働などの相談	熊本労働局雇用環境・均等室	096-352-3865	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
地域で生活する難病患者やその家族の療養生活における相談や支援	熊本県難病相談・支援センター	096-331-0555	9:00~16:00 (土日祝、夏季休暇のぞく)

ご存知ですか？

街の相談パートナー 人権擁護委員



Q1 人権擁護委員は何をしている人たちですか？

答え

人権擁護委員の役割は、

- ①人権相談(*下記参照)
- ②人権侵害の被害者の救済
- ③人権啓発活動 の3つです。

①地域の皆さんからの人権に関する相談に応じています。相談は無料で、相談内容についての秘密は守られます。なお、相談は法務局のほか、中央、東、西、北、南区役所でも行われています。

②「人権を侵害された」という被害者からの申告を受けて、救済手続きを開始します。法務局の職員と協力して、人権侵害事件の調査、処理に当たります。また、調査の途中で、当事者の主張や利害を調整し円満な解決を図ることも行います。

③地域において、住民一人ひとりの人権意識を高め、人権について理解を深めてもらうために、様々な活動を行っています。小学校で行う「人権の花」運動やプロサッカーチームロアッソ熊本との協働で行う人権啓発活動などがあります。

Q2 人権擁護委員はどのようにして選ばれるのですか？

答え

熊本市長が、住民の中から人権擁護委員にふさわしい候補者を選び、市議会の意見を聞いて法務局に推薦します。法務局では、区域内の弁護士会と県人権擁護委員連合会の意見を聞いた後、法務大臣から委嘱されることとなります。

Q3 人権擁護委員にはどのような人がふさわしいのですか？

答え

一般の市民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解のある人です。

Q4 人権擁護委員に任期はあるのですか？

答え

人権擁護委員の任期は3年で、熊本市には41人の委員がおられます。

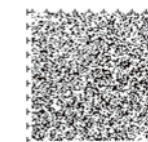
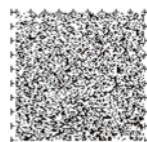
* 人権擁護委員による人権相談

下記の日時・場所で相談窓口を開いています。相談は、事前予約をお願いします。

場所	相談日	場所	相談日	場所	相談日
中央区役所 総務企画課 TEL 328-2610	第1・第3火曜日 (午前9時~正午)	西区役所 総務企画課 TEL 329-1142	第2・第4水曜日 (午後1時~午後4時)	北区役所 総務企画課 TEL 272-1110	第1・第3木曜日 (午前9時~正午)
東区役所 総務企画課 TEL 367-9121	第1・第3木曜日 (午後1時~午後4時)	南区役所 総務企画課 TEL 357-4112	第2・第4水曜日 (午前9時~正午)	お気軽にご利用ください!	

場所	相談日
熊本地方法務局 人権擁護課 TEL 0570-003-110(人権相談ダイヤル) 熊本市中心区大江3丁目1-53(熊本第二合同庁舎4階)	月曜日~金曜日 (午前8時半~午後5時15分)

* 祝日および年末年始の日(12月29日から翌年1月3日までの日)を除く。



電話による相談窓口

- 人権全般
- 女性
- こども(若者)
- 高齢者
- 障がい者
- 犯罪被害者
- 自死遺族
- ホームレス
- 外国人
- その他

相談内容	受付窓口	電話番号	受付時間
人権に関する相談	みんなの人権110番	0570-003-110	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
	熊本地方法務局人権擁護課	096-364-2145	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
	熊本県人権センター	096-384-5822	①9:00~12:00/②13:00~16:00(土日祝のぞく)
女性の人権に関する相談	女性の人権ホットライン	0570-070-810 096-364-0417	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
DV(配偶者や恋人等からの暴力)に関する相談	熊本県女性相談センター(DV専用電話)	096-381-7110	平日 8:30~22:00 土日祝 9:00~22:00
	熊本市DV相談専用電話	096-328-3322	平日 8:30~17:15 (土日祝のぞく)
性暴力被害に関する相談	ゆあさいどくまもと(公益社団法人くまもと被害者支援センター)	096-386-5555	24時間受付
思いがけない妊娠・出産に関する相談	にんしんSOS熊本	080-9068-7528 (熊本乳児院内)	年中無休 24時間受付
いじめや虐待などこどもの人権に関する相談全般	こどもの人権110番	0120-007-110 096-364-0415	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
いじめに悩むこどもの相談	24時間子供SOSダイヤル	0120-07-8310	年中無休 24時間受付
こどもに関する相談全般(虐待、生活の乱れ、養護、障がい、性格行動・育て方、里親など)	熊本市児童相談所	096-366-8181	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
	児童相談所 虐待対応ダイヤル ※お近くの児童相談所につながります	189(いちはやく)	(虐待通告については24時間対応)
子育て、いじめ、不登校、将来などこどもや若者に関する相談(こどもや若者からのあらゆる相談、保護者からの子育てに関する相談)	熊本市こども・若者総合相談センター	096-361-2525	8:30~21:00 (土日祝のぞく)
認知症の様々な悩みに関する相談 ※若年者の認知症もご相談ください。	熊本県認知症コールセンター	096-355-1755	9:00~18:00 (水曜日をのぞく)
障がい者の人権及び権利擁護に関する相談	熊本県障がい者人権権利擁護相談(障がい者110番)	096-354-4110 (FAX兼用)	13:00~17:00 (休日のぞく)
障がい者の虐待に関する相談	熊本市障がい者虐待防止センター	096-326-9111	年中無休 24時間受付
障がいを理由とする差別に関する相談	熊本市障がい福祉課	096-361-2519	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
犯罪被害者等の悩み、精神的被害の相談、警察や裁判所・病院への付添い等	くまもと被害者支援センター(公益社団法人くまもと被害者支援センター)	096-386-1033	10:00~16:00 (土日祝のぞく)
自死(自殺)により大切な方を亡くされた方の相談	熊本市こころの健康センター	096-362-8100	9:00~16:00 (土日祝のぞく)
ホームレス及びそれに準ずる人々の相談窓口	熊本市福祉相談支援センター 熊本市中央生活自立支援センター 熊本市東生活自立支援センター 熊本市南生活自立支援センター	096-328-2301 096-328-2795 096-367-9233 096-358-5571	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
23言語による法律相談、在留資格相談、就労相談、住まいの相談、心の相談	熊本市外国人総合相談プラザ(熊本市国際交流会館2F)	096-359-4995	10:00~18:00(第2、4月曜日をのぞく:当該月曜日が祝日等の場合、翌火曜日) ※対応言語・分野ごとに相談日が異なります。

※「年中無休」と記載がない場合は年末年始をのぞきます。
※記載された内容(受付日時等)は変更されることがあります。
(令和5年(2023年)12月末現在)

人権啓発紙芝居

●大きな人権啓発紙芝居(A1サイズ) ●サイズにご注意ください(よこ84.1cm×たて59.4cm)

番号	イラスト	作品名	内容
A-1		ともだちができたよ (絵本形式)	みなみの海から引越してきた色の違う魚、色や言葉が違ってもお互いを知ることによって友達になっていく物語 【テーマ:外国人の人権】
A-2		バイバイいじめっこ (絵本形式)	小さな魚をいじめている体が大きく乱暴な魚が、探検で小さな魚に助けられたことから反省し、みんなで仲良く暮らすことになる物語 【テーマ:こどもの人権】
A-3		とんねるのなかのあくしゅ (絵本形式)	砂場でトンネルづくりをしている中で、障がいのある子に対して思いやりの心を示すことからあたたかい関係をつくる物語 【テーマ:障がいのある人の人権】
A-4		人権って知ってる? (絵本形式)	メイコちゃんがお友だちと話しながら、人権について考えます。それって差別なんじゃないの… 【テーマ:女性の人権・外国人の人権】
A-5		だいくさんになりたいな (絵本形式)	パパが買い物しちゃおかしいの? ママがトラックに乗ってたらおかしいの? 大工さんになりたいと思っている女の子の物語… 【テーマ:女性の人権】
A-6		たぬじいさんのたいこ (絵本形式)	なにもできないとバカにしていたたぬじいさんが子ども達の音楽会のためにブリキの缶で素敵な「たいこ」を作ってくれた… 【テーマ:高齢者の人権】

●一般募集優秀作品(B4サイズ) ●B4サイズには紙芝居用舞台もご用意できます

番号	イラスト	作品名	内容
B-1		人権って知ってる? (絵本形式)	メイコちゃんがお友だちと話しながら、人権について考えます。それって差別なんじゃないの… 【テーマ:女性の人権・外国人の人権】 〈人権協20周年記念人権啓発紙芝居 最優秀作品〉
B-2		森の女の子 (絵本形式)	さくらちゃんは、ほかの子と少し違うだけなのに周りのお友達が離れていき、傷ついたさくらちゃんは… 【テーマ:お互いの違いを認め合う】 〈人権協20周年記念人権啓発紙芝居 優秀作品〉
B-3		みんなだいすき (絵本形式)	耳が聞こえなくなってしまうともきくん。大好きな絵も描かなくなり、誰とも遊ばなくなってしまう… 【テーマ:障がいのある人の人権】 〈人権協20周年記念人権啓発紙芝居 優秀作品〉
B-4		そんな関係ないでいいのかな? (絵本形式)	小学生の武司くんが、友達のある事件をとおして、関係ないと思っていたハンセン病の歴史について、自分で調べて… 【テーマ:感染症と人権】 〈人権協20周年記念人権啓発紙芝居 優秀作品〉

※このほかB4サイズは44作品あります。

お問い合わせ先

熊本市人権政策課または熊本市人権啓発市民協議会

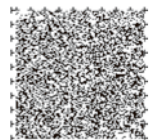
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

TEL 096-328-2333 FAX 096-324-2105

ホームページ <https://lovemin.jp>

電子メール jinken@city.kumamoto.lg.jp(人権政策課)

または lovemin.kumamoto@gmail.com(熊本市人権啓発市民協議会)



応援します!あなたの人権学習

様々な人権問題について「もっと詳しく知りたい」「みんなで学習したい」とのご要望もあるかと思えます。また、私たちも、より多くの皆さんに大切な人権について考えていただきたいと願っています。

そこで、啓発用ビデオ等の貸し出しや講師の紹介を行い、研修会などの学習のお手伝いをしています。

企業・学校などの団体はもとよりサークルや会合などで、ぜひ活用してください。

- 研修会・学習会への講師情報提供
- 啓発用ビデオ等の貸し出し(無料)
- 公民館・ふれあい文化センターの講座(直接お問い合わせください)
- 啓発冊子の提供・配布

約400本の貸し出し用DVD・ビデオを揃えています。2022年・2023年購入から一部ご紹介します。

※詳しくは、熊本市人権啓発市民協議会ホームページ(URLはP38をご覧ください。)

対象	整理番号	題名	内容	備考
幼児 小学校 低学年	405	1人ぼっちの狼と7ひきの子やぎ	頑なな心をもつオオカミと、無邪気な子やぎたちが織り成す、ホッと心あたまのお話です。「やさしい心で人に接すれば、その人もきっとやさしい心で応えてくれる」ということを教えてくれます。	アニメ DVD 18分
小学生	395	よーいドン!	30人の団体競技に出場することになったことも運、勝つことだけを考えていたことも運も、次第に皆の力を合わせることで自分の力以上のことができることに気が始めます。「共生」の素晴らしさと、その根底の人間の尊厳を描いた作品。	アニメ DVD 18分
高校生	390	夕焼け	中学2年生の主人公は、「家族のことは家族です」との思い込みから、気持ちを押し殺し生活するヤングケアラー。だれもがケアする側、される側にもなる共に助け合えることを学べる作品です。	ドラマ DVD 35分
大学 教育機関 企業・行政 成人一般	399	①職場 ～声に出せないハラスメント～	多くの時間を過ごす職場では、無自覚に発せられる言葉がLGBTs当事者を傷つけることもあります。トランスジェンダーが直面する就職活動の困難や無自覚なアウトティング等の課題に取り組むためのヒントを示します。	ドラマ DVD 25分
	400	②家族 ～自分の子どもが当事者だったら～	最も近い存在だからこそ本当のことが言えず苦しむLGBTsの人は数多くいます。こどもからカミングアウトを受けた時、親は受け入れられるのか、親子が葛藤しながら関係を再構築する姿を描きます。	ドラマ DVD 21分
	401	③公共機関 ～誰もが安心して相談できる窓口へ～	LGBTsの人が福祉サービスを利用するとき、性的指向や性自認に対応する担当者の理解の欠如や知識の不足から、「相談しづらい」等のトラブルがあります。実践的に学びたい企業や団体でも活用できる作品です。	ドラマ DVD 22分
	402	④地域社会 ～ありのまままで過ごせるコミュニティ～	地域社会では、男女の役割規範やその価値観が残っています。「自分の暮らす街にLGBTsの人はいない」と考えがちな地域で、無意識の差別がないかを考えさせる作品です。	ドラマ DVD 22分
成人一般	392	人権に向き合うための6つの素材 ～街に、暮らしに、あなたのとなりに～	私たちの身の回りに起こる人権問題を家族の会話で再現し、問題の背景や立場の異なる人々の想いをドキュメンタリーやインタビューで伝えている作品です。	ドラマ ドキュメント DVD 29分
企業・行政 成人一般	406	よかったら“想い”を聴かせて	「ハラスメント」など職場の人権をテーマに、お互いを受け止め合うこと等の大切さを川柳にしています。自他を大切にコミュニケーションに必要な言動を具体的に考えていきます。	ドラマ DVD 29分
	407	いわれなき誹謗中傷との闘い スマイリーキクチと考える インターネットにおける人権	根拠のない誹謗中傷により、20年以上にもわたって大きな被害を受け、現在にいたるまで誹謗中傷と闘い、乗り越えていく経験を持つお笑いタレントのスマイリーキクチさんが出演。誹謗中傷の現実と対策、人権的な課題など実際の事例をもとに考える作品です。	ドラマ DVD 20分

